

公募型簡易プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年4月17日

浜松市長 中野祐介
静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度西遠都市圏総合都市交通体系調査業務委託

(2) 業務目的

本業務は、第4回西遠都市圏総合都市交通体系調査（平成19年～21年）から概ね10年が経過し、社会情勢をはじめ都市構造や都市圏内インフラ整備の進展など、都市圏を取り巻く状況が大きく変化しており、これらの変化に対応した総合的な都市交通体系の見直しが必要である。状況の変化及び現状と将来の交通網の問題点を把握した上で、これまでの計画を検証し、財政的諸制約条件下での実現性・実行性があり、住民への情報公開に対応し、公共交通政策・交通需要管理等の新たな施策も加味した総合都市交通計画を策定するために、第5回西遠都市圏総合都市交通体系調査を行うものである

(3) 履行期限

令和7年3月25日限り

(4) 契約限度額

本業務の全体の契約限度額の合計は100,500,000円（消費税込み）とし、浜松市が60,300,000円（消費税込み）、静岡県が40,200,000円（消費税込み）とする。

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 静岡県及び浜松市における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けているものであること。

(3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。

(4) 以下に示す、同種又は類似業務について、平成25年4月以降に完了した実績を有すること。（元請として完了したものに限る。）

・同種業務：国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、パーソントリップ調査を基にした総合都市交通計画策定業務

・類似業務：国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、OD調査を基にした総合都市交通計画策定業務

(5) 以下に示す、アかつイを満たす管理技術者を当該業務に配置できること。また、管理技術者とは別にアを満たす照査技術者を当該業務に配置できること。なお、参加表明書の提出期限までに当該登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該資格の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。

管理技術者は担当技術者と兼ねることができるが、この場合、予定技術者の経験及び能力の評価時においては、管理技術者としての評価を行ない、担当技術者としての評価はしないものとする。

ア 技術士（「建設部門：都市および地方計画」又は「総合技術管理部門：建設一都市及

び地方計画)、国土交通省登録技術者資格(都市計画及び地方計画施設分野のうち、計画・調査・設計業務又はRCCM(都市計画及び地方計画部門)、のいずれかの資格を有する者

- イ 以下に示す、同種又は類似業務について、管理技術者又は担当技術者として従事した、平成25年4月1日から参加表明書提出日まで完了している業務経験を有する者
- ・同種業務：国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、パーソントリップ調査を基にした総合都市交通計画策定業務
 - ・類似業務：国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、OD調査を基にした総合都市交通計画策定業務
- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成元年8月29日付け管第324号)に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

- (1) 配布期間
令和6年4月17日(水)の午前9時から令和6年5月7日(火)の午後5時まで
- (2) 配布場所及び配布方法
静岡県共同利用電子入札ポータルサイトの入札情報システム(PPI)
<URL <https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>>
及び、静岡県交通基盤部ホームページ「プロポーザル方式に係る公告」
<URL <http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-000/proposal.html>>
に掲載する。

4 参加表明書及び技術提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び技術提案書を提出すること。

- (1) 提出期間
令和6年4月18日(木)から令和6年5月7日(火)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時までの間
- (2) 提出先
〒420-8601
静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部都市局都市計画課施設計画班
TEL: 054-221-2219 FAX: 054-221-3640
E-mail: toshikeikaku@pref.shizuoka.lg.jp
- 〒430-8652
浜松市中央区元城町103番2号 浜松市都市整備部交通政策課交通計画グループ
TEL: 053-457-2910 FAX: 050-3730-5234
E-mail: kotsu@city.hamamatsu.shizuoka.jp
- (3) 提出方法
上記提出先まで持参若しくは郵送にて提出すること。

5 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書及び技術提案書を提出した者が5者を超えた場合は、「予定技術者の経験及び能力」及び「企業の能力等」の評価を行い、評価の上位5者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和6年5月9日(木)までに通知する。

6 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により令和6年5月9日（木）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の翌日から令和6年5月16日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非選定理由について、説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和6年5月20日（月）までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県交通基盤部都市局都市計画課施設計画班及び浜松市都市整備部交通政策課交通計画グループまで提出すること。提出方法は、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

7 契約予定者を特定するための基準

- (1) 次に掲げる評価項目を勘案し特定するものとする。
 - ア 配置予定技術者の技術者資格、業務経験、CPD、当該地域の業務経験及び手持ちの業務量
 - イ 企業の業務成績、優良業務委託表彰、ISOの取組
 - ウ 当該業務の業務理解度、実施手順、特定テーマに対する技術提案の的確性、実現性
 - エ 上記評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。
- (2) 契約予定者に特定された者に対しては、特定通知書により令和6年5月23日（木）までに通知する。

8 非特定理由に関する事項

- (1) 技術提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者（「5 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く）に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和6年5月23日（木）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和6年5月30日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非特定理由について、説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和6年5月31日（金）までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県交通基盤部都市局都市計画課施設計画班及び浜松市都市整備部交通政策課交通計画グループまで提出すること。提出方法は、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

9 その他

- (1) 詳細は、「令和6年度西遠都市圏総合都市交通体系調査業務委託 業務説明書」による。
- (2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 照会窓口は、〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部都市局都市計画課施設計画班（電話番号 054-221-2219）とする。